

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本指針における「子ども・子育て支援」は、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考えを基本として、子どもの視点に立ち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることを定めています。

さらに、「父母その他の保護者が子育てにおいて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提に、また、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識の下で、子ども・子育て支援に関わる環境を社会全体で整備することが求められています。

第2期計画では、前期計画を踏襲しつつ、市総合計画に掲げる基本目標「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」の実現のため、若い世代が結婚や子育てに対して抱く希望がかなえられるよう地域全体で応援する意識を醸成します。合わせて、子育て支援を切れ目なく提供していく体制の充実を図ることで、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを実現するために、基本理念を次のとおり掲げます。

安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり

〔基本指針〕

子ども・子育て支援法の制定に伴い、市町村において子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを定める新制度が創設されました。

この新制度における基本指針は、「教育・保育の提供体制の確保」、「地域子ども・子育て支援事業等の実施に関する基本的事項」、「子ども・子育て支援事業計画の記載事項等」を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるようにすること等を目的とするものです。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 1

結婚・妊娠・出産・子育て期にわたる子育て支援の充実

若者や適齢世代の結婚に対する意識を啓発するとともに、結婚を望む方の希望をかなえられるよう、婚活支援の充実を図ります。

子どもを望む家庭が子育てに対して抱く希望をかなえられるよう、また、すべての子どもの健やかな成長のため、妊活・妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、子育て支援施策を推進します。

基本目標 2

幼児教育・保育の充実

保護者の就労形態・多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

事業の推進にあたっては、教育・保育サービスの「必要量を確保する」とともに、誰もが使いやすく満足いくものとなるように「質の向上」にも取り組みます。

基本目標 3

きめ細やかな子育て支援サービスの充実

すべての子どもの人権が尊重され、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする子どもとその家庭へのきめ細かな取組を推進します。

また、これらの事業を展開していく上で、「児童虐待の防止対策」及び「子育て家庭の貧困対策」の取組を推進するため、総合的な支援体制を構築する他、個々の家庭の置かれた状況を把握することに努めます。

3 計画の体系

本計画の体系を次表のとおり整理します。「取組」欄における「子ども・子育て支援施策」は第4章（20 ページ～）で、「幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制」は第5章（30 ページ～）で詳しく説明します。

| 基本理念 | 取組 | 施策 | 施策の内容等 |
|-----------------------------|-----------------------------|--|---|
| 安心してできる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり | 子ども・子育て支援施策 | 基本目標 1 結婚・妊娠・出産・子育て期にわたる子育て支援の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚への意識醸成と出会いの場の創出 2 妊活・妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援 3 地域における子育て支援施策の充実 |
| | | 基本目標 2 幼児教育・保育の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援 2 乳幼児から就学児まで安心して預けられる環境整備 3 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発 |
| | | 基本目標 3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭への経済的な支援と子どもの貧困対策の推進 2 支援を必要とする児童や障がいを抱える児童とその保護者の支援 3 児童虐待防止対策の充実 |
| | 地域の子ども・幼児期の教育・保育及び支援事業の提供体制 | 教育・保育の量と質の確保 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容 |
| | | 地域子ども・子育て支援事業の充実 | <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業（ショートステイ） 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 8 一時預かり事業 9 延長保育事業（時間外保育事業） 10 病児保育事業 11 放課後児童健全育成事業 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |